25年以上	26年未満	397,400
26年以上	27年未満	401,700
27年以上	28年未満	405,200
28年以上	29年未満	408,600
29年以上	30年未満	411,500
30年以上	31年未満	418,200
31年以上	32年未満	422,700
32年以上	33年未満	427,900
33年以上	34年未満	432,700
34年以上	35年未満	436,800
35年以上	36年未満	441,000
36年以上	37年未満	445,200
37年以上		448,000

別表第十二（第五条第一項第五号関係）

経験年数		月額
		円
1年未満		193,200
1年以上	2年未満	199,400
2年以上	3年未満	205,300
3年以上	4年未満	213,300
4年以上	5年未満	220,100
5年以上	6年未満	227,700
6年以上	7年未満	235,600
7年以上	8年未満	237,300
8年以上	9年未満	243,600
9年以上	10年未満	249,800
10年以上	11年未満	256,600
11年以上	12年未満	262,900
12年以上	13年未満	269,800
13年以上	14年未満	275,900
14年以上	15年未満	282,100
15年以上	16年未満	287,700
16年以上	17年未満	293,600
17年以上	18年未満	299,100
18年以上	19年未満	304,400
19年以上	20年未満	307,500
20年以上	21年未満	310,400
21年以上	22年未満	317,500
22年以上	23年未満	321,300
23年以上	24年未満	323,700
24年以上	25年未満	325,300
25年以上	26年未満	326,600
26年以上	27年未満	328,400
27年以上	28年未満	329,500
28年以上	29年未満	330,600
29年以上	30年未満	333,700
30年以上	31年未満	336,600
31年以上	32年未満	339,400
32年以上	33年未満	342,200
33年以上	34年未満	344,200
34年以上	35年未満	345,800
35年以上	36年未満	347,400
36年以上	37年未満	349,100
37年以上		350,700

附　則

この省令は、公布の日から施行し、平成二十三年度分の教職員の給与及び報酬等に要する経費の国庫負担金から適用する。

○厚生労働省令第四十六号

国民健康保険の国庫負担金等の算定に関する政令等の一部を改正する政令（平成二十四年政令第七十五号）の施行に伴い、並びに国民健康保険の国庫負担金等の算定に関する政令（昭和三十四年政令第四十一号）第五条第七項及び第八項の規定に基づき、国民健康保険の事務費負担金等の交付額等の算定に関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十四年三月二十九日　厚生労働大臣　小宮山洋子

国民健康保険の事務費負担金等の交付額等の算定に関する省令の一部を改正する省令

国民健康保険の事務費負担金等の交付額等の算定に関する省令（昭和四十七年厚生省令第十一号）の一部を次のように改正する。

第十一条中「平成十六年度」を「平成二十一年度」に改める。

第十二条から第十五条までを次のように改める。

（組合普通調整補助金）

第十二条　算定政令第五条第七項の規定により各組合（同条第一項第一号イの規定により厚生労働大臣の定める組合を除く。以下同じ。）に対して補助する組合普通調整補助金の額は、当該組合の次条の規定により算定した組合調整対象需要額（以下「組合調整対象需要額」という。）から当該組合の第十四条の規定により算定した組合調整対象収入額（以下「組合調整対象収入額」という。）を控除した額とする。

2　組合普通調整補助金の総額は、法第七十三条第五項に規定する補助の額の総額のおおむね百分の八十に相当する額とする。